

東日本大震災に係る対応について (労働安全衛生関係)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

復旧工事における災害防止対策（１）

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理等、喫緊に予定される災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じんへのばく露防止のため、マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを配布。

※第1次：2万枚（4月1日～）、第2次：7万枚（4月11日～）、第3次：10万枚（6月8日～）

- マスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。
- がれき等にアスベスト等が含まれている可能性があることから、復旧工事に従事する労働者の就業環境の改善を図るために、防じんマスクの配布や電動ファン付き呼吸用保護具を無償貸与するとともに、環境省と連携して復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門家会議を開催し、気中濃度のモニタリング等を実施〔一次補正予算で措置〕
- がれき処理作業を行う事業者・労働者等を対象に、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布。また、がれき処理作業の開始に併せて、本省及び被災地の労働局・労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施（4月27日～）
- 今後、復旧工事が短期間で大量に見込まれることを踏まえ、安全衛生に関する諸問題に対応する拠点（岩手、宮城、福島を予定）を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施〔一次補正予算で措置〕

復旧工事における災害防止対策（２）

- 津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれることから、高所での作業、重機等を用いた作業及び石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請（５月１０日）
- 災害復旧工事について、梅雨入り以降特に懸念される①低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止、②道路工事や上下水道工事における土砂崩壊災害の防止等の労働災害防止対策の徹底を建設業団体に要請（６月３日）
- 震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の要請により、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され、６月３日に初会合を開催。今後、エリア別の安全衛生協議体制の構築、安全衛生教育の徹底等を推進する。

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付（３月２２日～）
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置（３月２３日）
- 甚大な被害を受けた地域（岩手、宮城、福島）のメンタルヘルス対策支援センターの相談員を拡充、専門家がメンタルヘルスに関する相談に対応する「メール相談コーナー」を「こころの耳」に設置〔一次補正予算で措置〕

原子力発電所の事故への対応（１）

- 東電福島第一原発における緊急事態に対応するため、健康影響等の観点から検討を行い、今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ（3月14日施行）
- 3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生。福島労働局から東電福島第一原発に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう同日指導するとともに、3月26日に指導票を交付
- 福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう3月30日に口頭指導
- 東電福島第一原発において3月24日に被ばくした作業員3人に関する今後の健康診断について、4月10日に福島労働局から事業者へ指示
- 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加え、作業従事中で実効線量が100ミリシーベルトを超えた労働者、作業従事期間が1か月を超えた労働者について、原則として1月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、4月25日に福島労働局から事業者へ指示
- 女性労働者が被ばく限度を超えていたことを受け、4月27日に福島労働局から東京電力に対し、労働者の被ばく限度の管理について徹底するよう指導
- 東京電力本社に対し、緊急作業に従事した労働者がその後通常の放射線業務に従事する場合の被ばく線量管理の徹底を指導するとともに、緊急作業従事後の就業上の措置について、協力会社の労働者を含めて不利益な取扱いがないような配慮等を4月28日に要請

原子力発電所の事故への対応（２）

- 福島労働局から東京電力に対し、東電福島第一原発において緊急作業に従事する労働者のうち内部被ばく線量の高いと考えられる者について早急に調査を行うよう4月30日に指導
- 5月2日のＪヴィレッジへの立入調査の結果を受けて、5月13日に福島労働局から東京電力に対し、改めて被ばく線量の管理等の徹底を指導するとともに、臨時の健康診断や内部被ばく線量の測定を行うよう指導し、労働者の生活環境の改善、心身の不調への対応、熱中症予防対策について改善を行い、労働者の健康管理等の徹底を図るよう要請
- 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（5月17日原子力災害対策本部決定）に定められた東電福島第一原子力発電所における作業員の健康管理対策等を推進するため、5月20日に「厚生労働省福島第一原発作業員健康管理等対策推進室」を設置（※6月8日に「東電福島第一原発作業員健康対策室」に名称変更）
- 上記「当面の取組方針」を踏まえ、東電福島第一原発における安全衛生管理体制の確立、被ばく管理及び安全衛生教育の強化、一定の緊急作業の労働基準監督署への届け出等について、5月23日に東京電力に対して指導
- 東電福島第一原発の労働者の健康管理体制の強化のため、（独）労働者健康福祉機構から労災病院の医師を5月29日より派遣。これまでの産業医科大学から派遣されている医師に加えて、福島第一原発内に24時間医師を配置する体制を整備

原子力発電所の事故への対応（３）

- 福島第一原発で緊急作業に従事する特殊・高度技術者について、①現在のロードマップに沿って復旧作業が進んだ場合に必要な人員等の見積もりを行うこと、②不測の事態も想定した上で今後必要となる特殊・高度技能者の養成を進めるよう、5月27日に経済産業省及び原子力安全・保安院に対し申入れ
- 東電福島第一原発作業員健康対策室（本省、福島労働局、富岡労働基準監督署）が5月27日に東電福島第一原発に立入調査を実施。調査の結果、東京電力等に対し、3人の被ばく事案等に係る労働安全衛生法違反について、5月30日に福島労働局長名で是正勧告
- 東電福島第一原発の労働者2名が、250ミリシーベルトを超えるおそれのある内部被ばくを受けたと判明したことを受け、当該労働者2名の内部被ばく線量の確定、これまでに緊急作業に従事した労働者に対する内部被ばく測定の早急な実施等について、5月30日に東京電力に対して指導
- 内部被ばく線量が暫定値で100ミリシーベルトを超えている者が3人いることが判明したことから、被ばく線量が確定するまでの間、緊急作業から外すよう6月3日に指導
- 東電福島第一原発の労働者2名が、250ミリシーベルトの被ばく限度を超えることがほぼ確実となったことを受け、東電福島第一原発作業員健康対策室員による東電福島第一原発への立ち入り調査を6月7日に実施
- 6月7日の立入調査の結果、当該労働者2名に250ミリシーベルトを超えて作業を行わせた労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で東京電力に対し是正を勧告。併せて、6月10日に東京電力の役員を本省に呼び、この是正勧告の内容を説明し、厳重注意

原子力発電所の事故への対応（４）

- 東電福島第一原発において、熱中症の予防対策を強化するため、7～8月の14時から17時の炎天下では、事故収束に向けた工程に配慮しつつ原則として作業を行わないことなどについて、6月10日に東京電力に対して指導
- 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量について、内部被ばくと外部被ばくの合算で250ミリシーベルトを超えるおそれのある者が新たに6名いるとの報告を東京電力より受けたことから、6月13日に東京電力に対し、内部被ばくと外部被ばく暫定値の合算で200ミリシーベルトを超える者については、直ちに緊急作業から外すよう指導
- 東電福島第一原発で6月13日に労働者が使用するマスクについてフィルターを付け忘れていたことを受け、6月13日に本省から東京電力に対し、マスクの適切な使用について協力会社を含め再度徹底するよう指導
- 内部被ばくの暫定値が100ミリシーベルトを超えている者について、精密測定の結果が出るまでの間、内部被ばくのおそれのある作業に就かせないよう6月14日に指導
- 緊急作業に従事した作業員の長期的な健康管理のためのデータベースの構築について、6月27日から専門家による検討会を開催し、具体的な検討を行うこととしている。